

議案参考資料

[令和3年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係]

子育て支援課 子ども施設係

議案名

議案第63号 桐生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

内閣府令「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、業務の実施において、書面に代えて電磁的方法による対応も可能である旨の規定を追加するものです。

概要

- 1 保育所等の子ども・子育て支援を行う事業者の業務負担軽減等を図る観点から、当該事業者における書面の作成、保存等について、電磁的方法による対応も可能である旨を規定します。
- 2 保育所等を利用する保護者の利便性向上や保育所等の業務負担軽減等の観点から、保護者等への説明等のうち、書面で行うもの及び書面で行うことが想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨を規定します。

(施行期日：公布の日)

背景・経過

デジタル化を推進するため、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年8月2日に公布され、同日から施行されました。